

議第137号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

[担当課：教育委員会義務教育課、高校教育課]

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の2条例について所要の規定の整備を行う。

1 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例

(1) 教育職員に支給される教職調整額について、次のとおり引き上げる。

【改正前】給料月額の100分の4に相当する額

【改正後】給料月額の100分の10に相当する額

(2) (1)の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。

(3) 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない。

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(1) 義務教育等教員特別手当について、次のとおり改正する。

【改正前】

月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じて、人事委員会規則で定める額

【改正後】

月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額

(2) 教育職給料表について、給料月額への加算額を次のとおり引き上げる。

教育職給料表の職務の級	給料月額への加算額		
	現 行	改 定 後	
教育職給料表 (二)	3級 (※1)	7, 700円	11, 500円
	4級 (※2)	なし	3, 800円
教育職給料表 (三)	3級 (※3)	7, 500円	11, 500円
	4級 (※4)	なし	4, 000円

※1 高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務

※2 高等学校又は特別支援学校の校長の職務

※3 中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務

※4 中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務

(3) (1)の義務教育等教員特別手当の改正に伴い、多学年学級担当手当を廃止する。

(令和8年1月1日から施行)